

令和8年度 ジャパンパビリオン出展支援補助金

最大
45万円
補助

補助対象者

「募集要領」の「1 補助対象者」に掲げている事項をすべて満たしている 食関連事業者

(一部掲載)

- 北海道内に本社または本店を有し、かつ札幌市、小樽市、函館市内のいずれかに営業所等の拠点を有する(上記のほか、札幌商工会議所または(一社)札幌物産協会会員である)中小企業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する企業(個人事業主を含む。ただし、開業している者に限る。))であること。
- 補助事業と同一の事業活動について、他の助成制度(補助金、委託費等)による財政的支援を受けていないこと。等

対象事業・対象経費

■補助対象事業

日本貿易振興機構(ジェトロ)が設置するジャパンパビリオンへの出展

※ジェトロが出展支援する展示会(年間予定)は、ジェトロのホームページを参照願います。

<https://www.ietro.go.jp/services/tradefair/list.html>

■補助上限及び対象経費

補助上限額は最大 45万円であり、対象経費毎に上限があります。(以下表のとおり)

補助対象経費		上限
出品料	日本貿易振興機構(ジェトロ)が定める出品料(中小企業等料金)のうち <u>2分の1</u>	20万円
マーケティング費・備品代	マーケティング活動に要する経費、出展に必要なレンタル備品代 ※マーケティング活動に要する経費:通訳、外国語版の資料やHP制作等にかかる費用	15万円
渡航費	「1名分」の以下の経費 ・航空運賃(最短経路かつエコノミークラス以下に限る) ・宿泊費(出展のために必要と認められる期間に限る)	10万円

※一部、対象外となる経費がございます。

補助実施期間

令和8年2月28日(土)から令和9年2月26日(金)までに完了する事業が補助対象となります。

※申請期限は令和8年1月29日(金)必着となります。

※予算が無くなり次第、受付を終了します。

※補助事業完了後の補助金の請求及び支出は、令和8年4月下旬以降となります。

お申込み方法

下記URLまたは右記QRコードより補助金ホームページ内の「募集要領」及び「交付要綱」をよくご確認いただき、提出書類を問合せ先のメールアドレス(food@city.sapporo.jp)までご提出願います。

(補助金ホームページ)< <https://www.city.sapporo.jp/keizai/tradeinfo/food/r8japanpavillion.html>>



札幌食と観光国際実行委員会

構成: (一財)さっぽろ産業振興財団、(一社)北海道食産業総合振興機構、(一社)札幌観光協会、札幌市国際観光誘致事業実行委員会、札幌商工会議所、(一社)札幌物産協会、JETRO北海道、札幌市、小樽市、函館市

問合せ先

札幌市経済観光局産業振興部産業振興課産業振興担当係
担当: 高井、堀内
TEL: 011-211-2392
Mail: food@city.sapporo.jp